

## 丹波PA（仮称）と一体的な地域振興拠点整備 基本計画策定業務 参考仕様書

### 1 適用

本仕様書は、京丹波町（以下、委託者という。）が発注する「丹波PA（仮称）と一体的な地域振興拠点整備基本計画策定業務」に適用する。

### 2 業務目的

本業務は、通過交通である道路利用者と地域との関わりの玄関口として整備を進める「丹波PA（仮称）と一体的な地域振興拠点」について、基本計画を策定することを目的とする。また、事業実施にあたって必要となる各関係機関等との協議資料作成等を行う。

### 3 総則

本仕様書に特段の定めがないものについては、「土木設計業務等委託必携 平成13年1月 京都府」による。

### 4 業務期間

契約日の翌日から平成24年2月29日までとする。

ただし、基本計画策定は、契約日の翌日から6ヶ月を完了目標とする。

### 5 管理技術者及び主たる担当技術者

本業務に配置する管理技術者及び主たる担当技術者については、技術提案書に記載した者を配置しなければならない。特別の理由により、委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 基本計画策定

平成22年度に行った企画調査を基礎資料として、下記の検討項目を整理し、基本計画検討委員会を開催して住民意向等を反映した基本計画を策定する。なお、検討委員会の構成員は、学識経験者、各関係機関及び農・商工関係者、町民等を想定している。開催は4回（うち視察1回）を想定し、受託者は、資料作成、会議での説明や議事録作成等を行う。

#### ア 検討項目

##### ①前提条件の整理

- ・整備の目的
- ・計画コンセプト
- ・立地条件の整理（周辺施設活用を含む）
- ・町民等意向調査（アンケートなど）

## ②整備方針の検討

平成 22 年度に検討した配置案をベースに関係機関協議の進捗や委員会等の検討を踏まえていくつかの対案を検討し、最適な配置案の絞り込みを行う。

・整備手法 ・施設へのアクセス ・整備スケジュール ・配置検討

## ③整備内容の検討（規模算定）

採算性、競合施設立地状況等の商業環境やその他の条件を踏まえ検討する。

・地域振興施設 ・休憩施設 ・情報発信機能

## ④建築計画

・施設配置計画（平面図、ゾーニング） ・意匠計画

## ⑤施設計画

・造成・整地計画 ・道路計画（動線、交差点ほか） ・土地利用計画（駐車場、施設位置等） ・雨水排水、防災計画 ・供給施設計画（上水、浄化槽、電力、通信等） ・基本計画図作成

## ⑥概算事業費の算出

## ⑦管理運営形態・計画、収支計画、管理運営主体の検討

## ⑧事業効果の考察

## ⑨施設整備のための資金計画

## ⑩今後の課題整理

供用までの長期工程を踏まえ、今後の進め方また解決すべき課題を整理する。

## ⑪その他基本計画策定に必要な内容

### イ その他

①基本計画策定に必要な関係機関との協議資料作成等を行う。また、受託者は、委託者が必要と認めた場合、協議に出席すること。

②「平成22年度 丹波PA（仮称）における地域振興拠点整備企画調査業務報告書」を参考図書として使用する。

## (2) 事業実施にあたって必要となる許認可等に係る協議資料作成

下記の関係機関協議項目について、協議を行うために必要な検討及び資料作成を行う。また、受託者は、委託者が必要と認めた場合、協議に出席すること。

### ア 関係機関協議項目等

①道路管理者等との協議

②農業委員会等との協議

③その他事業実施にあたり必要となる関係機関協議の資料

## (3) その他

### ア 庁内体制との連携

土木建築課（事業主管課）、総務課（財政）、企画政策課（総合計画、地域振興）、産業振興課（農林業、商工、観光）、農業委員会（農地転用）、教育委員会社会教育課（文

化財)の担当者を構成員とする庁内検討会を発足しているため、庁内の調整・連携を図る場として活用できる。

#### イ 測量業務との連携

別途、現地測量業務の発注を予定しているため、連携を図ること。

### 7 成果品の提出

下記の資料について、製本2部(チューブファイル等)とデータ1部を提出すること。

- (1) 報告書
- (2) 概要版
- (3) 図面(施設配置計画図、平面図、立面図、横断図、イメージパースほか)
- (4) その他委託者が必要と認める資料

### 8 成果品の検査

業務において作成した成果品は、委託者の検査を受けこれに合格しなければならない。

### 9 その他

- (1) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (2) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

### 10 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。